

平成 30 年度第 2 回健康ちば地域・職域連携推進協議会 議事録

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 午後 2 時から 3 時 40 分
- 2 場 所 千葉商工会議所研修室 A
- 3 出席者等 委員 19 名、関係課職員 18 名、オブザーバー 14 名、傍聴者 1 名、
事務局 8 名

計 60 名

4 議 題

(1) 報告事項

- ①平成 30 年度保健所圏地域・職域連携推進事業実施報告
- ②健康日本 21 (第 2 次) の中間評価報告書概要

(2) 協議事項

- ①健康ちば 21 (第 2 次) の目標値の検討について
- ②平成 31 年度健康ちば地域・職域連携推進協議会の取組について
- ③平成 31 年度生活習慣に関するアンケート調査について

5 結果概要

議題 (1) 報告事項

①平成 30 年度保健所医療圏地域・職域連携推進事業実施報告について

○会長

報告事項の①平成 30 年度保健所医療圏地域・職域連携推進事業実施報告について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局より資料 1 に基づき説明】

○会長

各保健所単位にテーマを決め協議会や作業部会で検討し、共同事業に取り組んでいる報告だったが、何かご質問等はあるか。

(委員からは特になし)

○会長

松戸保健所では国立保健医療科学院より講師を招き研修を行われたということだが、加熱式たばこについて、講師はどのようなスタンスで話があったのか。いろいろな問題がある中で、どの程度踏み込んだ内容であったのか知りたい。

○保健所

従来なたばこことの差として、どれだけ健康被害があるかわかっていないという話をされていたのが印象的であった。

○会長

データはないが、このスタンスについては大変重要になってくる点である。今後も工夫して取り組んでいただきたい。

その他、市川保健所の作成した事例集の内容について、もう少しお聞きしたい。

○保健所

まだ出来上がっていないが、最終的に事例をあげてくれた事業所へ確認を取っている段階である。作成にあたっては法改正の内容にも触れたいと考えているため、その辺りが固まってから第1弾として作成したい。

議題（1）報告事項

②健康日本21（第2次）の中間評価報告書概要

○事務局【資料2-1、2-2に基づき説明】

はじめに資料2-1をご覧いただきたい。前回の協議会では、まだ（案）が取れていなかったが、平成30年9月に正式な報告書が公表されたので、改めて報告する。

目標の変更案については、案の段階でも示されていた通り、他計画の改訂等を踏まえ、変更がなされている。「健康ちば21（第2次）」の中間評価を昨年度末に行っているが、その際に確定していなかった受動喫煙の項目についても今回正式に示されている。この点について、この後の協議事項である目標値の検討というところで御意見をいただきたい。

その他の項目については、「健康ちば21（第2次）」の中間評価の際に、目標値の変更を反映させている。各施策の課題や方向性について、案段階からの変更や新たな動きについてご説明する。（説明事項は以下の通り）

- ・循環器疾患：7ページ 一番下の項目が追加。（「○2017（平成29年）7月に～」）
これを受けて、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」いわゆる「脳卒中循環器病対策基本法」が成立した。
- ・糖尿病：8ページ 一番下の項目が追加。（「○今後の糖尿病性腎症も～」）
- ・こころの健康：10ページ 一番下の項目が追加。（「○ギャンブル等依存症は～」）
昨年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立した。
- ・次世代の健康：12ページ 一番上の項目が追加。（「○子どもの肥満については～」）
- ・栄養・食生活：14ページ 中程の項目が追加。（「○肥満者の割合については～」）
- ・飲 酒：18ページ 二つ目の項目に補足。（「○各都道府県における～」）
千葉県では「千葉県アルコール健康障害対策推進計画」を、平成31年度から平成34年度まで4か年計画で策定中。「健康ちば21（第2次）」の飲酒の目標値を掲げ、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及等に取り組んでいくこととしている。今月8日までパブコメを実施しており、協議会等での意見を踏まえた後、公表される予定。
- ・喫 煙：昨年7月に健康増進法が改正された。受動喫煙防止対策については、今後段階的に法が施行されていくが、引き続きたばこ対策の推進をお願いすると共に、事後、目標値の変更についても御意見をいただきたい。

続いて、資料2-2により、第5章 中間評価の総括と今後の課題について、案からの変更点（下線部）を説明した。

○会長

ただいまの説明について、御質問・確認事項はあるか。
中間報告書の中で新しく追加されたものが以上であり、削除したものはないという認識でよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

追加になった部分については下線部が引いてあるが、それなりの意味があって追加されたと思うので、その辺のポイントがあればもっと理解しやすかったと思う。

○事務局

言い忘れたことがあるので追加させていただきたい。今回の報告書で大きなポイントとなるところが、行政・保険者・事業所等の他の分野との連携によって普及啓発や環境整備をしていくことが求められるようになったところである。

○会長

例えば、それは資料の中でどの部分になるか。

○事務局

資料2-2 77ページの『がん対策推進基本計画』や『糖尿病性腎症重症化予防プログラム』等が展開されており、行政、保険者、関係団体が連携し、引き続き推進されていくことが期待される。という部分である。

○会長

国の方針に沿って、千葉県でもこのようなところを推進していくということによいか。

○事務局

そのとおりである。

議題（2）協議事項

① 健康ちば21（第2次）の目標値の検討について

○事務局

資料3をご覧ください。「健康日本21（第2次）」中間評価において、昨今の受動喫煙対策に関わる動向を踏まえ目標値の変更が検討され、2月28日付けで改正となった。国の通知において、都道府県健康増進計画についても必要に応じて見直しを求められているこ

とから、今回、「健康ちば21（第2次）」中間評価で反映していなかった喫煙についても見直すこととしたいと考えている。

まず、改正健康増進法の説明をする。資料2の2枚目をご覧ください。

（資料3 2枚目を用いて以下のとおり説明）

健康増進法では、元々努力義務として禁煙や分煙など受動喫煙対策を事業者に求めていたが、これらの対策が、罰則付きで義務化されたのが、今回の改正法である。

改正法では、望まない受動喫煙の防止を目的として、第一種施設、第二種施設、喫煙目的室の三つの類型に分けて、それぞれに異なるルールを設けている。

第一種施設については、敷地内の全ての場所を原則禁煙エリアとした上で、施設利用者が通常利用しない場所に限り、屋外喫煙場所を認める形となっている。要は、受動喫煙を防止するための措置として、距離的に十分離れた場所にしか喫煙場所を設置することができない形となっている。

第二種施設については、壁や天井による区画など、たばこの煙の流出防止措置がとられた喫煙室に限り、屋内への設置が認められる形となっている。施設管理者には、喫煙室の基準の遵守と併せて、喫煙室があることを示す標識を出入口に掲示することが義務づけられており、この標識をもとに、利用者が自らの意思で、望まない受動喫煙を避けることができる形となっている。

なお、第二種施設のうち既存の小規模飲食店、また、三つめの類型である喫煙目的施設については、施設の性質から、屋内全域で喫煙可能となっているが、この場合も、出入口における標識の掲示が義務づけられており、他の施設と同様に、利用者が自らの意思で受動喫煙を避けることができる形となっている。

また、罰則等の対象とはなっていないが、屋外や家庭などの場所においても、望まない受動喫煙を防止するための配慮義務が喫煙者や施設管理者に課せられている。これにより、喫煙する際の周囲の状況への配慮や、喫煙場所を設置する際のその設置場所への配慮が、法により義務づけられる形となっている。

以上のような屋内への規制と配慮義務とを併せて、望まない受動喫煙を防ぐことが、今回の改正法の主旨となっている。

目標値の変更案については、資料3の1枚目のとおり。禁煙の施設について、行政機関、医療機関ともに改正健康増進法における第1種施設であり、規制がかかるため、目標とするのはそぐわないと考えた。

○会長

ただいまの説明に御質問等はあるか。

（委員からは特になし）

○会長

「望まない受動喫煙のない社会の実現」というのは、目標値がないということで、千葉県は目標値をつくらないということか。

○事務局

目標自体は「望まない受動喫煙のない社会の実現」だが、現状値はでていっているので、今後とも生活習慣に関するアンケート調査でこの現状値の変化を追っていきたい。

○会長

目標値がない目標はあるのか。

○事務局

国も国民健康・栄養調査をもとに数値を出してくるが、千葉県も改正健康増進法によって望まない受動喫煙防止の周知徹底を図ることで、ゼロを目指すということになると思う。

○会長

国の方もまだはっきりとした値をだしていないので、県も同じような指標で数値を変えていくということになると思うがよろしいか。

改正健康増進法についてもう1点。病院や診療所等は敷地内禁煙をごく普通のように実施しているが、法律が施行されると、希望すれば喫煙所をつくって、そこで吸うことを許可することになる。現状を後退させてくように考えられるが、検討していく段階で、何か問題にならなかったのか。

○事務局

制度として、第1種施設なので必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができる規定になっているが、国で検討する中で現状敷地内禁煙になっているところに喫煙場所を認める、後退することがあってはならないという御意見が既に出ている。禁煙治療している医療機関については現状敷地内禁煙が義務付けられており、そのまま維持されていくものと思っている。

○会長

文面にはそう書いていないが。

○事務局

県で周知する際には、現状敷地内禁煙のところは引き続きお願いしたいということを知ってほしい。

○会長

ぜひ後退しない形で進めていただきたい。

議題（２）協議事項

② 平成31年度健康ちば地域・職域連携推進協議会の取組について

○事務局

資料4-1をご覧ください。取組の方針については、資料4-3を元に作成している。特定健診・特定保健指導データ分析事業については、千葉県民の健康状態を把握するため、データ分析対象保険者を拡大することとしている。平成20年度分から国保分を分析し、情報活用しているが、平成30年度分のデータから協会けんぽ分を合わせて収集できるように考えている。

2番目の健康づくり情報の発信については、健康づくりに取り組む事業所への健康情報の発信ということで、協会けんぽのメールマガジンに毎月1回情報発信している。また千葉県雇用労働課の「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業ネットワーク」に平成31年2月から約250の事業所に配信を開始しており、内容は資料4-2の通りである。

3番目の取り組み事例集の作成・配布、セミナーの開催については、健康な職場づくりに取り組む事業所を増やすため、取組事例を集積し発信することを方向性としている。平成31年度は具体的に事例集の作成を行っていく予定であり、内容について本日御意見をいただきたい。セミナーの開催については、商工労働部、協会けんぽ等協力し開催したい。

4番目のインセンティブの仕組みについては、今年度各市町村の事業を把握しており、次年度以降も各市町村・全国の取組状況を把握していきたい。

事例集（案）については、資料4-1下部に記載した内容（1）～（5）を説明した。

○会長

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はあるか。

地域・職域連携推進協議会として重要なポイントになってくると思うが、協会けんぽなど事業所の情報をいろいろ持っていると思うがどうか。

○委員

協会けんぽのメールマガジンについては情報提供いただき感謝する。事例集は紙媒体と併せてホームページでも公表し、他の事業所の参考となるようにするとのことだが、各企業で業態、規模や年齢構成、男女構成などいろいろな取組が出てくるなかで、取り組みそうなものを事業所自らが見つけて参考にしてもらおうということによいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

そうなると、ちょうど時期が重なるが協会けんぽでも全く同じ事例集を作成中で、今年の5月か6月に完成する予定である。協会けんぽの場合は、過去3年間で600事業所以上訪問し、「健康な職場づくり宣言」をした事業所かつ、ユニークな取組をしている事業所にお願いし、了解いただいた20社をプロの業者を使って企画中である。これから始めよ

うとする経営者への効果を狙ってやっているため、けんぽのホームページに掲載するが、多くの方が閲覧するのは県のホームページのため、相乗りが可能であれば検討していただきたい。お互いに取組を掲載しあい、取組が広がる場があればいいと思う。

○事務局

作成時期のタイムラグはあると思うが、ホームページにリンクを貼りあうなど、お互いの情報が必要な方に発信できるところはこれから協議し取り組んでいきたい。

○委員

御存知の方もいらっしゃるかもしれないが、恐らくこういったデータを扱う中では健保組合がすべて先行している。健診データ、レセプトデータ、全てデータ化して健保組合ごとの有病率、例えば、当健保組合で喫煙率はどれくらいかなど数値化した健康スコアリングレポートというものが、去年夏から始まり、約1400ある健保組合に国から送られてきた。健保組合には100社のところ、1社のところもあり、今度は事業所単位にして2年後に出される。

そこまでデータの分析は始めているため、協会けんぽとデータ集積していくにあたり、先行しているデータを見ていただきたい。併せて、健康保険組合にはデータヘルスが課せられており、健保組合が独自に展開する保健事業を総称したものだが、今までお話の合った重症化予防や健診の受診など、43くらいの事業単位におとし、データヘルス事業として義務付けられている。事業を始めるにあたり参考になるか、先行している保険者として見てほしい。予算化まで出している。

○会長

喫煙率など個々の事業所で把握しているのか。

○委員

健保組合には1000事業所あるところもあれば、自分のところのように8事業所のところもある。今は健保組合のデータのみ。

○会長

事例集の作成とすると、事業所ごとのデータが公表されていると非常に使いやすい。

○委員

今のところは健保組合の単位でしか公表されていない。

○会長

全体を把握しながらそれぞれの良い取組をしている事業所を紹介することが目的だと思うので、その辺を合わせて情報収集したらよい。

○事務局

座間委員の意見について、健診受診率など、良いデータの事業所が分かるようであれば、何らかの取組をされているかもしれないので、ご紹介いただければこちらからヒアリングに伺って取組を把握させていただきたいと思う。

○会長

地域の方でも事例集を作ったなど発表があったが、そういうところも入れていくということではよいか。

○事務局

よい。県内では県保健所圏域が13、千葉市・船橋市・柏市で3、計16か所の保健所圏域があるので、各圏域から最低1事例ずつ出していただけると、地域まんべんなく取組を紹介できると考えている。

○会長

了解した。杉戸委員はどうか。協力できそうか。

○委員

立派な事例集で、良いアイデアだと思う。平成31年度の共同保健事業が順調に進むように保健所としても協力できることは協力させていただきます。

○委員

ぜひ、地域の方も含めて次年度から事例集作成に取り組んで欲しい。

議題（2）協議事項

③ 平成31年度生活習慣に関するアンケート調査について

○事務局

資料5-1をご覧ください。県では、県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的として、2年に一度、調査を実施している。平成31年度は調査の実施年にあたるため、調査票（案）について協議したい。調査項目、調査対象、調査時点は平成29年度の前回調査時から変更はない。

資料5-2をご覧ください。平成29年度の調査票をベースに適宜修正している。★印がついている問いは、現状、「健康ちば21（第二次）」で指標となっている項目である。変更されている問については資料5-3にまとめたのでご覧ください。

まず《3 身体活動・運動について》の変更点だが、平成29年度は運動に関する設問が1問であったが、今回は運動の他、身体活動に関する設問を増やすことを考えている。

続いて、《13 受動喫煙の防止について》だが、問42について、国民健康・栄養調査における受動喫煙の定義に合わせ、文言修正を検討している。問43-1（平成29年度）、問43（平成31年度）について、平成29年度は「この1か月間に受動喫煙がありました

か」という設問に「はい」と答えた方に対して、場所別の受動喫煙の状況を問うていたが、平成 27 年度以前と同様にひとつの設問に変更し、「この 1 か月間に望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか。」に文章を変えている。それに合わせて、これまでの場所別の他、「路上」、「子供が利用する屋外の空間」に関する受動喫煙の有無について項目を増やしており、国民健康・栄養調査の項目に合わせての変更である。

平成 29 年度の間 44～問 48 については、どのような受動喫煙対策が必要か、望むかという問いであったが、改正健康増進法の施行により規制対象となるため、削除したいと考えている。それに代わる設問として、問 44 の「あなたは、飲食店や職場等の原則屋内禁煙が法律で義務化されていることを知っていますか。」の問いに変更したうえで調査を実施したい。

○会長

改正健康増進法の施行に伴ってアンケートも少し変わっている。何か御質問はあるか。

○委員

資料 5-3 の新しく追加する質問についてだが、「あなたは、今より毎日 10 分多く～」とあるが、文章としておかしくないか。例えば「去年より」とか「先月より」とかの方がよいと思う。

○事務局

事務局でも悩んでいるところである。国が示しているアクティブガイドの身体活動の項目にある、「今より 10 分多く身体を動かすようにしましょう」というフレーズから取っている。おっしゃるとおり、今やっている人がもっとなのか、という点はもう少し整理し、わかりやすい言葉を検討したいと思う。何か御意見があれば伺いたい。

○委員

「動かす意思がある」ではどうか。

○事務局

意思ではなく、実際に普段より多めに動こうという意識をもって、動いているという事実が欲しいところである。普段よりという言葉が使えればよいが。

○委員

恐らくアクティブガイド自体も知らないと思う。例えば「アクティブガイドは御存知ですか」というような質問があると、この質問への誘導がしやすいのではないかと。

○会長

いずれにしても身体を動かすことをしているか、していないか、今より 10 分でも 15 分でもしていただきたいというところ。文言を変えてぜひアンケートを取っていただきたい。今の御意見を事務局で検討していただいて、お任せいただくということによいか。

○関係課

問 17 は比較性が全くなくなるが、それでよいのか。通常の歩行や家事の動作を含むものと、いわゆる運動に限るものだと全然違うため、比較できなくなる。

○事務局

カッコ書きの部分は平成 29 年度に変更されており、今回は平成 27 年度までと同じにしている。逆に前回の調査がそれ以前と比較できなくなっている。

○会長

問 17 について、平成 27 年度は平成 31 年度と同じ内容、新規の項目は普通の生活の中で今まで動いていたものより 10 分多く身体を動かすようにしているかしていないか、という理解をしていこうと思うがよろしいか。

(反対意見無し)

○会長

それではこの二つの設問で検討させていただく。全体を通して何か意見はあるか。

(意見無し)

○会長

本日予定されていた議題はすべて終了した。

(3) その他

○事務局

委員の就任に関して御連絡させていただく。昨年度の協議会において、就任期間を要綱の時限である平成 32 年 3 月 31 日まで継続してお願いしている。次年度も引き続きお願いしたい。異動等で委員の変更が必要な場合は後任をご推薦いただきたい。

○事務局

先ほど事例集の作成に関する協議事項について皆様から御意見をいただいたところであるが、次年度以降、作成に向けて各関係団体へ照会させていただく。照会にあたっては各関係団体の事務局の方と調整して、照会方法等やりとりさせていただきたいと考えている。

○会長

それでは委員の皆様方のご所属と調整しながら進めるということで。本日は活発な御意見をいただきありがとうございました。